

優良誤認を招く不当表示の例

品質、規格、その他の内容について
著しく優良であると示す表示を禁止しています。

品質、規格、その他の内容とは、このようなものです。

品質

原材料、純度、添加物、
効能、鮮度、栄養価など

規格

国や地方公共団体が定めた
規格、等級、基準など

その他の
内容

原産地、有効期限、
製造方法など

合理的な根拠がない効果・効能等の表示は、
優良誤認を招く不当表示とみなされます。

消費者庁や都道府県は優良誤認表示に当たるかどうかを判断する材料として、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

※提出された資料が表示の裏付けとなる合理的なものといえない場合も、「優良誤認を招く不当表示」とみなされます。

不当表示
CASE

1

実際のものよりも 著しく優良であると 示すケース

商品・サービスの品質や規格、その他の内容について、
実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に
誤認される表示は不当表示となります。



食肉ブランド表示の偽装

国産有名ブランド牛の肉であるか
のように表示していたが、実際には
国産有名ブランド牛ではない国
産牛肉だった。



アクセサリーの原材料の虚偽表示

天然ダイヤを使用したネックレス
であるかのように表示していたが、
実際には使われているのはすべて
人造ダイヤだった。



他にもこんなケースがあります

- 「100%果汁」と表示したジュースの果汁成分が、実際には60%。
- 「走行距離3万km」と表示した中古車が、実際には10万km走行車。

優良誤認を招く不当表示の例

不当表示
CASE

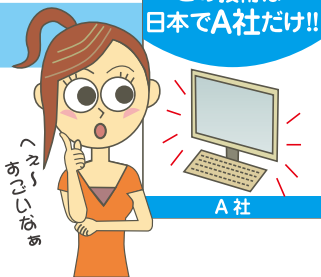
2

競争業者のものよりも著しく優良であると示すケース

実際はそうではないのに、商品・サービスの品質や規格などが競争業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

パソコンの性能表示

「この新技術は日本で当社だけ!」と表示していたが、実際には他社も同じ技術を採用したパソコンを販売していた。



「この技術は日本だけ!!」
「他社も採用している」

予備校の合格実績広告

「大学合格実績No.1」と表示していたが、他校と異なる方法で数値化したもので、適正な比較ではなかった。



「大学合格実績No.1」
「他校と異なる方法で数値化したもの」

他にもこんなケースがあります

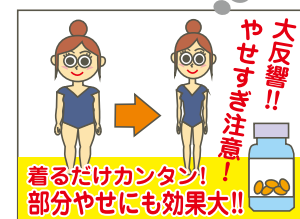
- 健康食品に「栄養成分が他社の2倍」と表示していたが、実際には他社の健康食品と同じ量しか入っていなかった。
- テレビに「他社よりも解像度が3倍で画質が優れている」と表示していたが、実際には根拠がなかった。



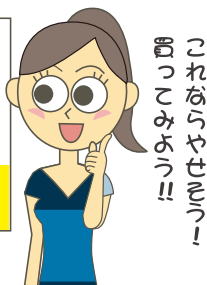
●こういったものも不当表示に…

ダイエット商品の効果

利用者の体験談やアンケートを用いて、食事制限することなくやせられるかのように表示していたが、その内容はねつ造されたもので、しかも効能の実証データも根拠のないものだった。



「ねつ造データだけだね…」



害虫駆除器の効果

超音波や電磁波によって、ゴキブリやネズミを駆除すると表示していたが、実際にはそのような駆除効果、効能は認められず、表示の根拠もなかった。



他にも、こんな表示が優良誤認を招く不当表示になります。

- 機械打ちの麺に「手打ち」と表示
- 未認定の文房具に「エコマーク」等を表示
- 実際の地目は山地、農地なのに「宅地分譲」と表示
- 添加物を使用した食品に「無添加」と表示
- 実際には見られない景観写真等を旅行パンフレットに表示



有利誤認を招く不当表示の例

価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示を禁止しています。取引条件とは、このようなものです。
●取引条件：数量、アフターサービス、保証期間、支払い条件など

不当表示
CASE

1

実際のものよりも著しく有利であると誤認されるケース



商品・サービスの価格その他の取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

外貨定期預金の受取利息

「外貨預金 今なら〇〇%」と表示していたが、外貨預金の受取金利が手数料抜きのものだったため、実質的な受取額は表示の1/3以下になってしまった。

いつも金利をたねね



このうち手数料だけ...

運送業者の割引き運賃

荷物の運送料金について「今なら半額!」と表示していたが、実際には常にその運賃であった。

いつもこの値段なんだだけとね...



他にもこんなケースがあります

- セット売りの食器を「お徳用」と表示していたが、実際にはバラ売りで価格は同じだった。
- テレビの販売促進キャンペーンで景品について「当選本数〇〇本!」と表示していたが、実際には当選本数は〇〇本よりも少なかった。

不当表示
CASE

2

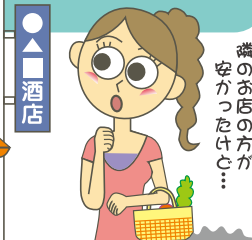
競争業者のものよりも著しく有利であると誤認されるケース



実際はそうではないのに、商品・サービスの価格や取引条件などが競争業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

酒類量販店の販売価格

新聞の折り込みチラシで、地域一番の安さ并表示していたが、実際には周辺の酒店の価格調査をしておらず、根拠のないものだった。



隣の店の方が安かったけど...

携帯電話通信業者の料金

店頭チラシの料金比較で、自社が最も安いように表示していたが、実際には自社に不利となる他社の割引サービスを除外した比較だった。



当社が一番安い!!

A社	¥300
B社	¥500
C社	¥700

割引サービスつければ安くするのは...

他にもこんなケースがあります

- 「他社商品の2倍の容量」と表示していたが、実際には他社と同程度の容量しかなかった。
- 「月々〇〇円払いで商品を買えるのは当社だけ」と表示していたが、実際には他社でも同様の条件で販売されているものだった。

有利誤認を招く不当表示の例

不当な二重価格表示を禁止しています。

- 架空のメーカー希望小売価格表示
- 根拠のない通常販売価格表示 (その価格で売った実績がない)
- 架空の市価などを比較対照価格に用いて自社の販売価格を安く見せかける表示などは、不当表示となります。

不当な二重価格表示の例

家電量販店の場合…

家電量販店の店頭価格について、競合店の平均価格から値引きすると表示しながら、その平均価格を実際よりも高い価格に設定し、そこから値引きしていた。



メガネ店の場合…

フレーム+レンズ一式で「メーカー希望小売価格の半額」と表示していたが、実際には、メーカー希望小売価格は設定されていなかった。



他にも、こんな表示が有利誤認を招く不当表示になります。

- 一部の商品だけ5割引なのに「全品5割引」と表示
- 内容を多く見せるための過大包装



不当な価格表示についての景品表示法上の考え方(ガイドライン)

「当店通常価格」や「セール前価格」といった過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格と異なる価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがあります。

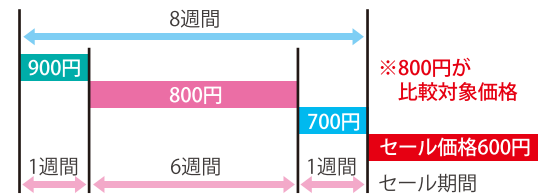
自店通常価格からの値引き販売

「当店通常価格」が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とは…

- ① セール開始時期から8週間(8週間未満の場合は当該期間)のうち過半の期間、販売されていた実績が必要
- ② ただし、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合を除く

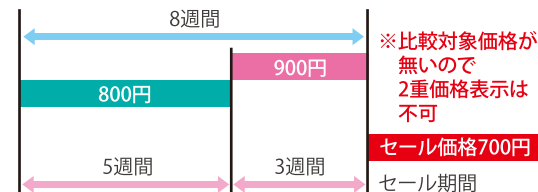
<事例1>

8週間のうち過半を占める例
800円で販売した期間が、8週間のうち過半を占めるので800円を比較対照価格として二重価格表示は可能です。



<事例2>

- 8週間のうち過半を占めてない場合、2週間以上前の場合
- ① 900円で販売した期間が8週間の過半を占めないため、900円を比較対照にできません。
 - ② 800円で販売した期間は8週間の過半を占めているが、最後に販売した時から2週間以上経過しているため、800円を比較対照にできません。



その他 誤認されるおそれのある表示

その他、まぎらわしい、または正しい判別を困難にさせる表示を特に指定し、禁止しています。

その他の不当表示の例

無果汁の清涼飲料水等についての不当な表示

無果汁・無果肉又は果汁5%未満の清涼飲料水、乳飲料類、アイスクリームなどについて、「無果汁・無果肉」であること又は果汁・果肉の割合(%)を明瞭に記載しない場合、以下の表示は不当表示となります。

- 果実名を用いた商品名の表示
- 果実の絵、写真、図案の表示
- 果汁・果肉と似た色、香り、味(=表示)



商品の原産国に関する不当な表示

商品に原産国が明示されていないなど、原産国を判別することが困難な場合、以下の表示は不当表示となります。

- 原産国以外の国名、地名、国旗等の表示
- 原産国以外の国の事業者、デザイナー名、商標などの表示
- 国内産の商品について文字表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- 外国産の商品について文字表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示



消費者信用の融資費用に関する不当な表示

消費者信用の融資費用について、実質年率が明瞭に記載されていない場合、以下の表示は不当表示となります。

- アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 日歩、月利等年建て以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 融資費用の額の表示
- 返済事例による融資費用の表示
- 融資費用の一部についての年建てによる率の表示

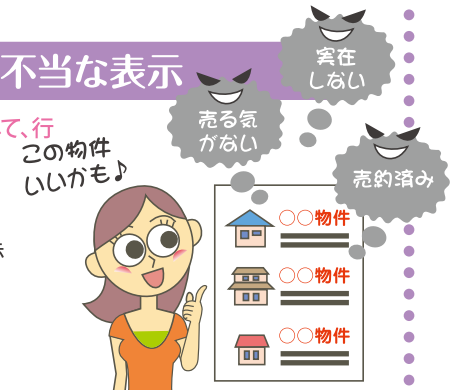


その他の不当表示の例

不動産のおとり広告に関する不当な表示

不動産の取引において、消費者を誘引する手段として、行う以下の表示は不当表示となります。

- 実在しないため、取引できない不動産についての表示 (例…実在しない住所・地番を掲載した物件)
- 実在するが、取引の対象となり得ない不動産についての表示 (例…売約済みの物件)
- 実在するが、取引する意思がない不動産についての表示 (例…希望者に他の物件を勧めるなど当該物件の取引に応じない場合)



おとり広告に関する不当な表示

一般消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- 取引を行うための準備がなされていない場合のその商品・サービスについての表示
- 商品・サービスの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- 商品・サービスの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- 実際には取引する意思がない商品・サービスについての表示



有料老人ホームに関する不当な表示

有料老人ホームの施設・設備、サービスについての以下の表示は不当表示となります。

- 入居後の居室の住み替えに関する条件等が明瞭に記載されていない表示
- 介護サービスを提供するのが有料老人ホームではないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていない表示
- 夜間における最小の介護職員や看護師の数など、介護職員等の数が明瞭に記載されていない表示 など

